第２章　良好な景観形成に関する方針

１）景観まちづくりの基本目標

本市は、太平山、三毳山、岩船山等の山々、渡良瀬遊水地と渡良瀬川、巴波川、永野川、思川等の水辺環境といった自然に恵まれており、また、人々の暮らしの中で育まれた歴史的町並みや多くの樹木等の美しい景観が形成されています。先人達が守り育ててきた本市のこうした景観を次世代に継承しながら、これらを活かしたまちづくりを推進することとします。

また本市は、「“自然”“歴史”“文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか 栃木市」という将来都市像を掲げていることから、美しく心地よい風景の形成により本市の発展を促進する景観まちづくりが求められています。

そして、これらの景観まちづくりを進めるに当たっては、栃木市自治基本条例の下、市民・事業者・行政が協働で進めていくことを基本とします。

これらを踏まえて、市民・事業者・行政が共有すべき目標として、４つの景観まちづくりの基本目標を設定します。また、この４つの基本目標に基づく栃木の景観まちづくりのテーマを設定します。

景観まちづくりの基本目標

- ●歴史と自然を活かした栃木らしい個性輝く景観まちづくり
- ●市民が誇れるもてなしの空間を育む景観まちづくり
- ●心地よい生活を支える親しみと安らぎのある景観まちづくり
- ●市民・事業者・行政が協働して育む景観まちづくり

■テーマ■　人々の営みを重ねて育む　栃木の景観まちづくり

《テーマが表現するもの》
山、川、樹林、田畑といった自然と人との関わりで形成される景観。建築物や工作物、道路や橋等と人との関わりで形成される景観。人と人の関わりで形成される文化的景観。これらの関わりが、過去から幾重にも折り重なり、現在の栃木の景観を形成しています。これらを踏まえて、未来に向けて心地よい景観を作っていくために、まちづくりを進めます。

2）景観まちづくりの基本方針

景観まちづくりの基本目標に沿って、次のとおり基本方針を設定し、景観まちづくりに取り組みます。

①地域を象徴する自然景観を保全し、心象風景としての眺望を大切にする

（自然資源を遠くから眺める眺望景観、自然資源から周りを見渡す眺望景観）

《太平山や三毳山、岩船山等の山々の景観を保全し、眺望を大切にします》

- 本市は、関東平野の北端で、市西側が日光へと続く山地となっており、山からの眺望の美しさはもちろんのこと、それら山々を背景として景観が形成されています。
- 太平山は、桜のトンネルや太平山神社参道（石段）のあじさい坂、紅葉等が美しく、謙信平からは関東平野が一望でき、眼下の峰々が霧に浮かぶ雄大な景観は〝陸の松島〟とも称されています。
- 三毳山は、関東平野の北端に位置し、「下毛野みかもの山のこならのす　まぐわし児ろは誰がけか持たむ」と万葉集でも詠まれている、山容の美しい山です。
- 岩船山は、足尾山系の最南東端にある岩石の山で、山全体が船の形をしている処から岩船山と言われています。日本三大地蔵のある霊山として有名です。
- 出流山※は、満願寺の後背地の山林や暖地性シダの自生地から山地景観を形成しています。
- 星野※は、カタクリやセツブンソウの群生地から里山の景観を形成しています。

《渡良瀬遊水地周辺における景観を保全し、眺望を大切にします》

- 渡良瀬川に思川と巴波川が合流する地点の湿地帯全体が堤防で囲われ、遊水地となっています。
- 日本を代表するヨシ原を主体とした広大な低層湿原であり、希少植物種や野鳥の越冬地・生息地であるとして、平成 24 年にラムサール条約※湿地に登録されています。

《渡良瀬川、巴波川、永野川、思川等の川が構成する良好な景観を保全します》

- 市南部を東西に流れる渡良瀬川、市の中央の平地を南北に、田園地帯や市街地を流れる巴波川や永野川、市東部を南北に流れる思川等、たくさんの河川が景観構成の要素となっています。
- 市街地においては、良好な都市景観を構成する要素として、田園地帯では、自然的な田園風景を構成する要素として、良好な景観の形成を図ります。

②歴史的な町並みや史跡を保全し、交流をより活発にする

《蔵の町並みが残されている栃木地域の歴史的町並みを保全、活用します》

- 栃木地域の中心市街地は、江戸末期から昭和前期頃に建てられた見世蔵や土蔵、洋風建築等が残され、歴史的町並みを形成しています。
- 栃木地域の嘉右衛門町地区は、伝統的建造物が多く残され、町割りも当時の形態が残されているとして、重要伝統的建造物群保存地区※に選定されています。

《各地域の市街地内に残されている歴史資源を保全、活用します》

- 市内の市街地は、江戸時代の旧日光例幣使街道の宿場町を起源とする地区も多く、そうした市街地には歴史資源も残されています。（宿場町：富田宿、栃木宿、合戦場宿、金崎宿）
- 市街地内には、明治から大正、昭和初期に建てられた古い建物も残されています。

《自然的景観を呈している歴史資源を保全、活用します》

- 田園風景の中にある下野国庁跡や皆川城址等、自然的な景観を呈し、地域の象徴的な景観となっている歴史資源があります。
- 下野国庁跡は、大宝元年（701 年）に確立した律令国家体制の地方行政庁（国庁）の跡地であり、近くにある大神神社境内林※は良好な景観を形成しています。
- 皆川城址は、標高 147mの中世の山城で、地域住民から慕われる資源となっています。
- 小野寺地区は、式内社である村檜神社や慈覚大師円仁が子供の頃に修行した大慈寺、最澄が信州諏訪大社から御霊を勧請して祀った諏訪が岳があります。

③暮らしの中で受け継がれてきた風景を再発見し、未来に引き継ぐ

《農地や屋敷林と住宅等が一体となって形成されている田園集落景観を、未来に引き継ぎます》

- 主に市の東側は田園地帯となっており、農地や防風の役割を果たしている屋敷林といった自然的景観と、住宅等が一帯となって景観を形成しています。

《地域の特性である素材や色彩で形成されている景観を、未来に引き継ぎます》

- 地域で昔から使われてきた素材や、それによる色彩がある場合、そうしたものを大切にしながら景観を形成していきます。

④都市の拠点における良好な都市景観を形成する

《複合都市拠点におけるシンボル性の高い都市景観と歴史景観の調和と融合を図ります》

- 複合都市拠点（栃木駅、新栃木駅周辺における本市の顔となる複合的都市機能の集積拠点）において、近代的でシンボル性の高い都市景観と歴史景観との調和と融合を図ります。
- 特に、歴史的町並みを活用する地区と、近代的な商業の振興を図る地区との調和と融合に配慮しながら、良好な景観の誘導を図ります。

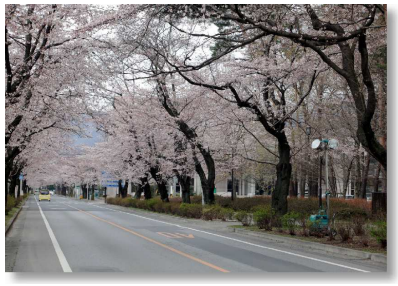

《地域拠点における良好な市街地景観を形成します》

- 地域拠点（新大平下駅及び大平下駅周辺、藤岡駅周辺、家中駅周辺、東武金崎駅周辺、岩舟駅周辺）において、各地域の玄関口となる鉄道駅を中心として、地域の特性を踏まえながら良好な市街地景観の形成を図ります。

⑤好ましくないものを見直し、よりよい景観へと磨きをかける

《地域の特性に応じた屋外広告物の設置ルールにより、よりよい景観を形成します》

- 屋外広告物条例の適切な運用により、よりよい景観の形成を図ります。
- 特に、景観形成を重点的に図る地区においては、屋外広告物に関してもより厳しいルールにより、誘導を図ります。

《わかりやすく、景観形成に配慮した公共サインを設置します》

- 利用する人にとって見やすく、わかりやすい公共サインを設置し、市民や来訪者の移動の円滑化を図ります。
- 公共サインガイドライン（平成 27 年 3 月策定）に基づき、公共サインにおけるデザインや表示、表記の統一、設置後の適切な維持管理を図ります。

⑥市民・事業者・行政が協働して、継続性のある景観まちづくりに取り組む

《提案制度の活用》

- 市民・事業者からの優れた提案に基づき、行政とも協働して景観まちづくりに取り組んでいきます。
- 良好な景観を形成している建造物や樹木等について、景観重要建造物や景観重要樹木への指定を提案できることとします。

《景観まちづくりの普及啓発等》

- イベント等を通して景観まちづくりについての理解を深め、活動を広め、継続的なまちづくりを進めます。
- 景観まちづくりについての市民の自主的な学習活動に対して、行政が支援を行います。
- 景観まちづくりを積極的に進めることで合意が図られた地区については、行政が支援を行います。

《良好な景観を活用したイベントの開催》

- 自然景観や歴史資源、河川や歴史的町並み等の良好な景観を活用したイベントの開催により、良好な景観形成の重要さを再認識するとともに、地域の活性化を図ります。

《良好な景観形成のための愛護活動》

- 市民・事業者が関わる良好な景観形成のための活動として、道路や河川等の施設の愛護活動があります。

3）景観構造別の景観形成の方針

本市の景観を形成する上で、土地利用や景観的に同質な広がりの一帯を「ゾーン」として、それぞれの景観形成方針を示します。

「栃木市総合計画（改訂版）」※の土地利用構想図に準拠して、「市街地利用ゾーン」「田園・農村的利用ゾーン」「自然環境利用ゾーン」「特に優れた自然のエリア」という４つのゾーンに区分します。

【景観構造横断図】

- 栃木市中心部の東西横断面は、次のとおり西から、「自然環境利用ゾーン」「特に優れた自然のエリア（太平山）」「市街地利用ゾーン」「田園・農村的利用ゾーン」となっています。
- それぞれ、地形や土地利用に基づく特性ある景観を形成しています。

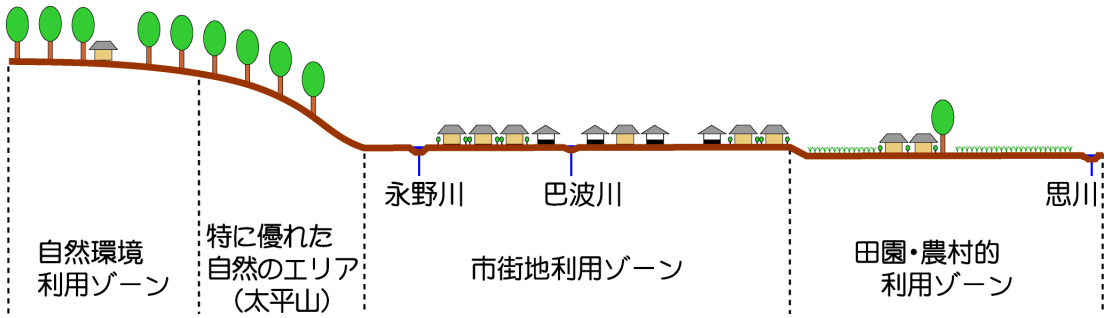

【景観構造図】

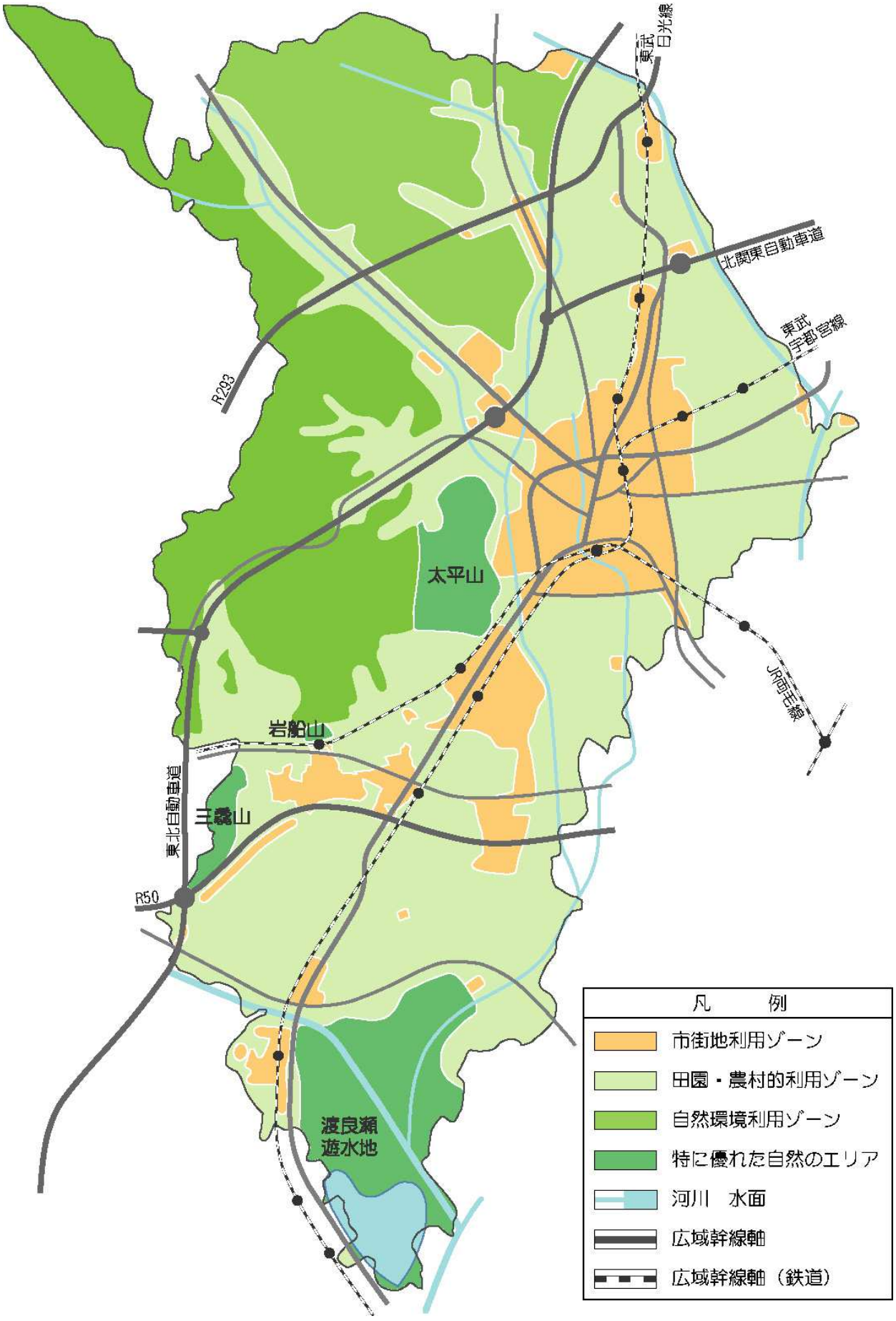
東武日光線
北関東自動車道
東武宇都宮線
R293
太平山
JR両毛線
岩船山
東北自動車道
三毳山
R50
渡良瀬遊水地
凡　例
市街地利用ゾーン
田園・農村的利用ゾーン
自然環境利用ゾーン
特に優れた自然のエリア
河川　水面
広域幹線軸
広域幹線軸（鉄道）

①市街地利用ゾーンにおける景観形成の方針

都市機能が集約する市街地においては、住居系、商業・業務系、産業集積系等の土地利用に応じて、建築物や工作物の建て方、形態意匠について適切な景観形成を図るものとします。

ア）住居系市街地

″日々の暮らしが緑豊かでほっとする景観形成〟

- 一般の住宅地においては、敷地内の緑化により、緑豊かでほっとする景観を形成します。
- 開発行為等による住宅地の形成に際しては、地区計画※や建築協定・景観協定※等の景観形成のためのルールを活用し、良好な住宅地景観を形成します。
- 高層集合住宅等の大規模な建築物は、周辺の景観に及ぼす影響を十分考慮した、良好な景観を形成します。
- 公共サインについては、公共サインガイドライン（平成 27 年 3 月策定）に基づいた整備と管理を行うことで良好な景観形成を図るとともに、屋外広告物については住居系市街地に調和したものに誘導し、良好な景観を形成します。

イ）商業・業務系市街地

”賑わいと歴史の調和を感じる景観形成„

- 複合都市拠点においては、シンボル性の高い都市景観と歴史景観が調和・融合した、賑わいと歴史の調和を感じる良好な景観を形成します。
- 地域の顔となる駅前においては、それぞれの地域の玄関口にふさわしい景観を形成します。
- 大規模商業施設は、魅力ある地域のランドマークとなるよう、周辺と調和した景観を形成します。
- 市街地内の道や川については、軸的に良好な沿道景観や水辺景観を形成します。特に景観的に重要なものについては、電線の地中化、来訪者を想定した水辺の修景等を推進します。
- 歴史的町並みや建築物、寺社、史跡等の周辺では、これらと調和を図るものとします。
- 公共サインについては、公共サインガイドライン（平成 27 年 3 月策定）に基づいた整備と管理を行うことで良好な景観形成を図るとともに、屋外広告物については商業・業務系市街地にふさわしいものに誘導し、良好な景観を形成します。

ウ）産業集積市街地

″周辺環境と調和した景観形成„

- 周辺の田園や自然環境と調和した景観を形成します。
- 緑地の配置により、自然が感じられる景観を形成します。
- 公共サインについては、公共サインガイドライン（平成 27 年 3 月策定）に基づいた整備と管理を行うことで良好な景観形成を図るとともに、屋外広告物については周囲の景観に配慮したものに誘導し、良好な景観を形成します。

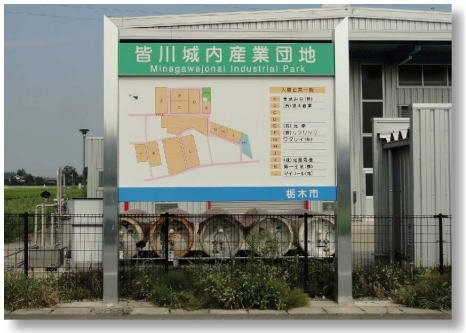

②田園・農村的利用ゾーンにおける景観形成の方針

緑豊かな風景の基調となっている農地の保全を図りつつ、それと一体となった集落地や屋敷林等により形成される、田園・農村的利用ゾーンの景観形成を図るものとします。

″緩やかな時の流れに美しさや伝統を感じる景観形成〟

- 新たに建築物や工作物の建築等を行う場合は、周辺環境や田園風景、集落地、背景となる山並み等との調和を図り、デザイン、色彩、緑化等に配慮して、農村の良好な景観を形成します。
- 河川や用水路、ため池等を、身近な水辺空間として保全・活用して、田園の良好な景観を形成します。
- 市街化区域外縁部の住宅地においては、周辺の田園環境等と調和した質の高い住宅地を目指した、敷地内緑化の推進等、良好な住宅地景観を形成します。
- 公共サインについては、公共サインガイドライン（平成 27 年 3 月策定）に基づいた整備と管理を行うことで良好な景観形成を図るとともに、屋外広告物については周囲の景観に配慮したものに誘導し、良好な景観を形成します。

③自然環境利用ゾーンにおける景観形成の方針

山林等の自然や生態系を維持するとともに、山並みの自然と一体となって形成される、自然環境利用ゾーンの景観形成を図るものとします。

″静寂の中に自然の豊かさを感じる景観形成„

- 新たに建築物や工作物の建築等を行う場合は、周辺環境や山並み等との調和を図り、デザイン、色彩、緑化等に配慮した、自然環境の良好な景観を形成します。
- 山頂や峠、沿道からの良好な眺望が得られる場所について、維持・保全を図り、良好な景観を形成します。
- 河川は、自然環境を形成する景観要素として保全・活用して、良好な景観を形成します。
- 公共サインについては、公共サインガイドライン（平成 27 年 3 月策定）に基づいた整備と管理を行うことで良好な景観形成を図るとともに、屋外広告物については周囲の景観に配慮したものに誘導し、良好な景観を形成します。

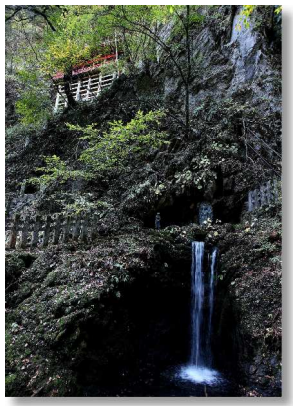

④特に優れた自然のエリアにおける景観形成の方針

太平山、三毳山、岩船山、渡良瀬遊水地における自然の保全を図りつつ、市街地等からも眺望できる心象風景として、良好な景観の保全を図るものとします。

”とちぎを代表する優れた自然と調和した景観形成„

- 新たに建築物や工作物の建築等を行う場合は、周辺からの見え方（眺望景観）を踏まえ、デザイン、色彩、緑化等に配慮した、良好な景観を形成します。
- 太平山は、県立自然公園として指定されている優れた風景を保全する方向で、景観を形成します。（自然公園法及び栃木県立自然公園条例に基づき、栃木県を代表する優れた風景地であるとして、太平山県立自然公園に指定されています。）
- 三毳山は、周辺から眺望できる良好な景観を形成します。（山の一部は県営みかも山公園として利用されています。）
- 岩船山は、特に市街地からの景観を特徴づけているため、周辺から眺望できる良好な景観を形成します。
- 渡良瀬遊水地は、ラムサール条約湿地に登録される等、国際的にも認められた貴重な自然環境（景観）を有しています。さらに希少な動植物が数多く生息するビオトープ（住息環境）でもあることから、これらの保全を基本としながら活用し、周辺においてもそれと調和した景観を形成します。（国土交通省所管の一級河川渡良瀬川の一部です。）

⑤公共公益施設における景観形成の方針

公共公益施設の整備に際しては、それぞれのゾーンの景観と調和したものとし、良好な景観を形成します。

″周辺景観と調和した公共公益施設〃

● 公共公益施設は、周辺の景観と調和するものとします。

4）景観形成重点地区の指定

①（仮称）栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区の指定（案）

本市では、栃木地域の中心市街地において、大通りシンボルロード整備や巴波川網手道整備、山車会館や観光館、蔵の街広場や小江戸広場等、様々な整備を実施してきたとともに、歴史的町並み景観形成のための補助金制度を確立する等、蔵の街としてまちづくりを推進してきました。こうした経緯を踏まえて、現在の「栃木市歴史的町並み景観形成地区」を、景観形成重点地区とし、地区の名称は「（仮称）栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区」と予定します。

- 平成 2 年に「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」※が制定され、以降、景観まちづくりが推進されている地区です。
- 地区内では、平成 20 年に「蔵の街大通り倭町一丁目東側商家群地区計画」が都市計画決定され、平成 24 年に嘉右衛門町地区が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。さらに現在、栃木町地区において、伝統的建造物群保存地区の指定が検討されています。

明治時代の栃木大通り

通りの中央に水路が流れる。

（明治）

昭和時代の栃木大通り

昭和の商業近代化により、
アーケードが設置される。

（昭和）

《平成 2 年》

- 大通りアーケード撤去
- 「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」制定
- 大通りシンボルロード整備事業着手
- 歴史的町並み整備着手
- 佐藤家見世蔵店舗整備(観光協会事務所) 等

平成時代の栃木大通り

（平成）

【（仮称）栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区の区域（案）】

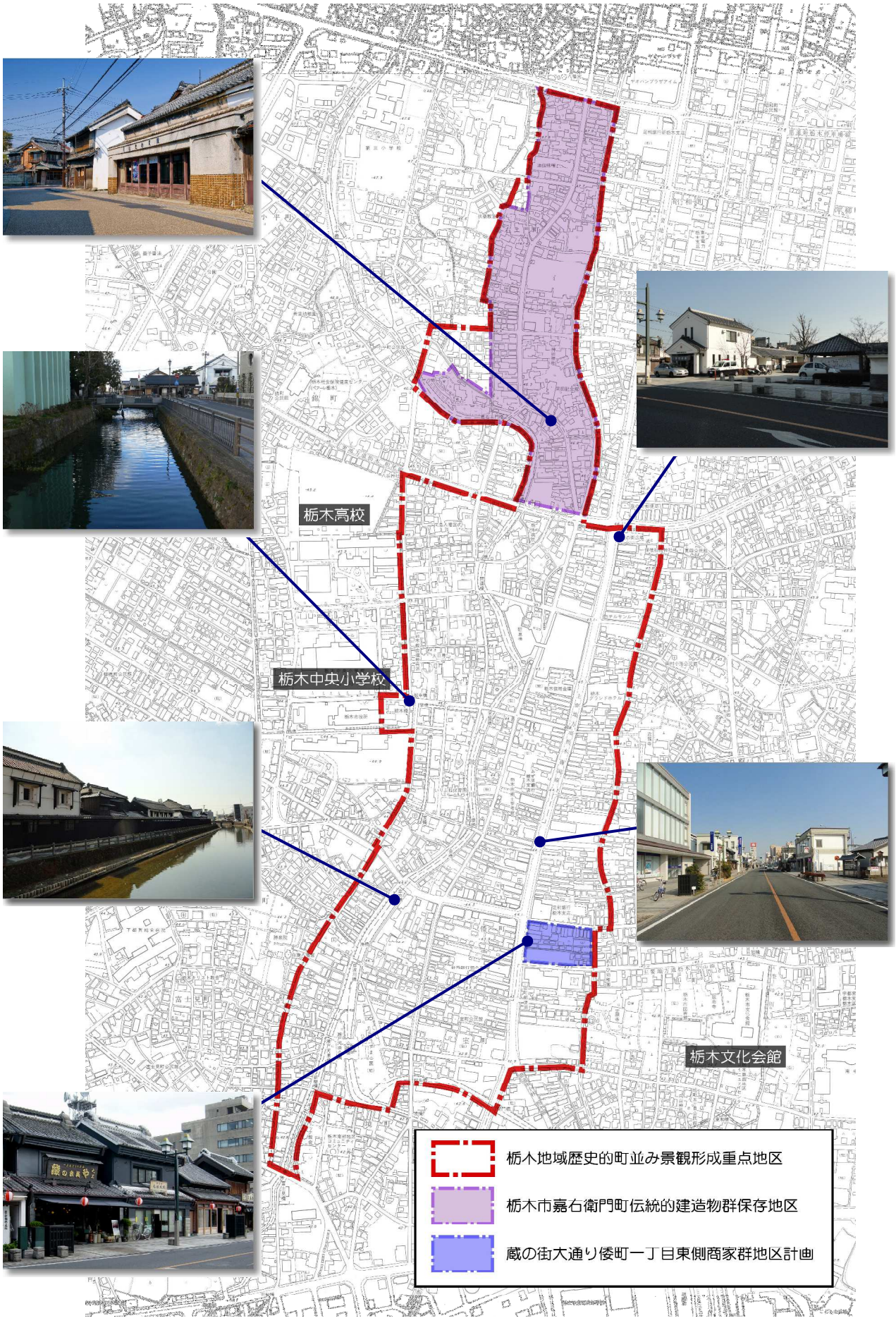

②（仮称）栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区における景観形成の方針（案）

（仮称）栃木地域歴史的町並み景観形成重点地区は、江戸時代末期の地割を基盤として、見世蔵や土蔵、大正時代の洋館等の建造物が残され、それに加えて、栃木大通りや巴波川綱手道の整備等、歴史的町並み形成が推進され、充実してきています。

こうして形成されてきた景観を踏まえ、更なる良好な景観形成を図っていきます。

”蔵の町並みの更なる充実を図る景観まちづくりの推進„
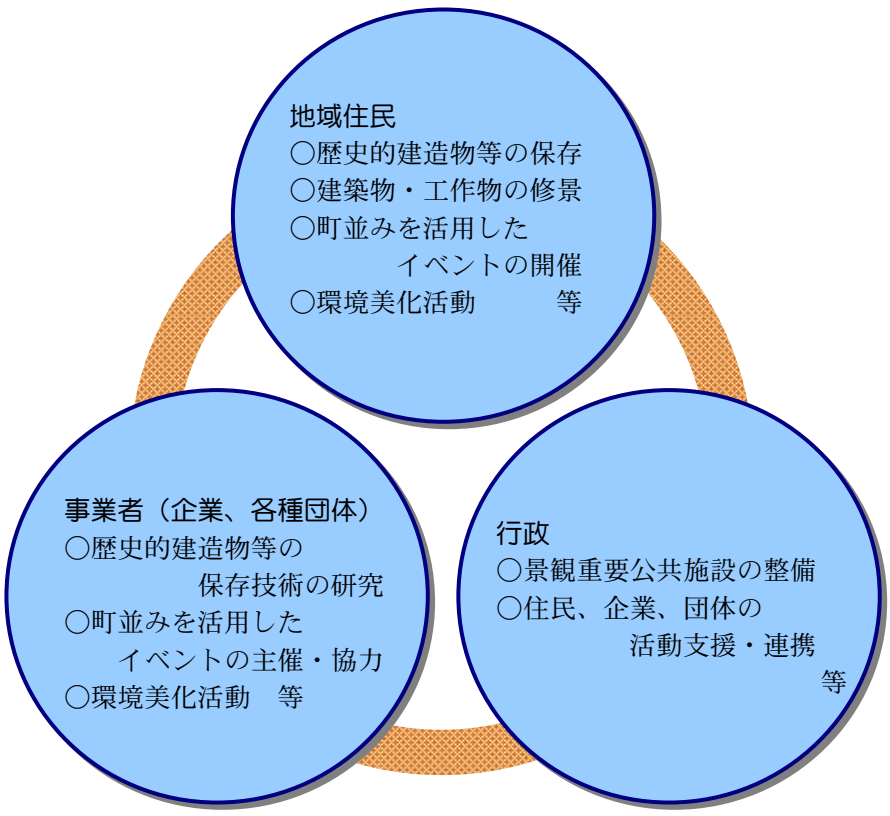
- 緩やかな曲がりをもった巴波川、地形に沿った湾曲を持つ道、短冊型の敷地割等、江戸時代末期の状況を引き継ぐ歴史的基盤を活かしながら、より良好な景観を形成していきます。
- 重要伝統的建造物群保存地区として選定されている、嘉右衛門町地区の歴史的町並みを保存しながら、地区の活性化を図るための景観まちづくりを進めます。
- 歴史的建造物や道路、樹木等から形成される歴史的町並みと調和した良好な景観形成を図るため、非歴史的建造物等においても、そうした景観を損なわないような修景を誘導します。
- 蔵の町並みの中心となる伝統的建造物群保存地区等の周辺地域は、連続性のある一体的な区域として、景観重要建造物の指定等、歴史的な町並みと調和した景観形成を進めます。
- 地域住民、事業者、そして行政が協働して、景観まちづくりを進めます。